

野外焼却（野焼き）は禁止されています！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。



ドラム缶での焼却



ブロック・鉄板積み焼却



穴を掘っての焼却

これらも違法な焼却となります。絶対に行わないでください。

《罰則》

廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為も含む）は、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）、又はこれを併科する。

※通報があった場合、警察・市職員が現地を確認し、著しく違反している場合には、行政指導の対象となり、ただちに消火をお願いする場合があります。

※野焼きは燃焼温度が低いため、家庭ごみを焼却した場合、ダイオキシン類などの猛毒の有害物質が発生します。生活環境や自然環境の保全のため、ご理解・ご協力をお願いします。

◇野外焼却（野焼き）に関するよくある質問

Q：何年も前からごみを燃やしているのに、周りから何も言われたことがない。

A：何も言われないのは、迷惑を被っている近所の方々が、ご近所付き合いも考えて通報されないことが多くあります。ごみを燃やし続けた場合、一般廃棄物の不適正処理で罰則もあるため、今後はごみを燃やさないようにしてください。

Q：自分の山の木や竹を伐採したので、そのまま燃やしている。

A：ご自身の所有する山の木や竹であっても、燃やすことができませんので、お手数ですが、30センチ程度に裁断して、北松北部クリーンセンターにお運びください。